資料１－①

第６期北海道障がい福祉計画推進管理票

【推進項目】
１　北海道障がい者条例の施策の推進

【担当係】
地域支援係

【目的】
障がいがあっても安心して地域で暮らすことができる社会づくりを目指し、障がいのある人の権利擁護の推進と暮らしやすい地域づくりや就労支援を推進するため、各種施策の取組を進めます。

【推進施策】
①北海道障がい者条例の施策の推進

【取組内容】
１　相談支援体制等の市町村の取組に対する、地域づくりガイドラインを活用した支援
２　障がいのある人の権利の実現や社会参加を確保するための社会生活に関する取組

【関連する成果目標】

項目	目標値	実績（進捗率）		
		R3	R4	R5
目標値の設定なし				

【工程表】

取組番号	R3	R4	R5
１	地域づくりコーディネーターと連携し地域づくりガイドラインを活用した市町村への支援	地域づくりコーディネーターと連携し地域づくりガイドラインを活用した市町村への支援	地域づくりコーディネーターと連携し地域づくりガイドラインを活用した市町村への支援
２	分野毎の障がい者施策の推進状況の確認	分野毎の障がい者施策の推進状況の確認	分野毎の障がい者施策の推進状況の確認

【取組状況】

取組番号	R3	R4	R5
１	地域づくりコーディネーターと連携し地域づくりガイドラインを活用した市町村への支援を実施	地域づくりコーディネーターと連携し地域づくりガイドラインを活用した市町村への支援を実施	地域づくりコーディネーターと連携し地域づくりガイドラインを活用した市町村への支援を実施
２	障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部において、分野毎の障がい者施策の推進状況を報告	障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部において、分野毎の障がい者施策の推進状況を報告	障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部において、分野毎の障がい者施策の推進状況を報告

【評価・改善】

■Ｒ３年度の実績・Ｒ４年度の取組状況を踏まえて

○課題と今後の対応

・障がいがあっても安心して地域で暮らすことができる社会をつくるため、障がい者条例に基づく各種施策等の取組を、福祉分野以外の施策とも連携し全庁一体となって進めるとともに、道民に対し条例の施策の周知を更に行う。

○評価（R4年度施策推進審議会での意見）

評価区分（※）	
B	・障がいがあっても安心して地域で暮らすことができる社会をつくるため、農林水産業との連携、人権、教育など福祉分野以外の施策とも連携し、引き続き障がい者条例に基づく各種施策等の取組を全庁一体となって進めるとともに、条例の理念について道民への理解促進を図る必要がある。

○令和５年度に向けた改善の方向性（R4年度施策推進審議会での意見）

・各種施策のより一層の連携や情報共有などを図り、今後とも障がい者が暮らしやすい地域づくりに向け、全庁を挙げて積極的に取り組むとともに、各種媒体により道民に対し条例に基づく各種施策の周知を行う。

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■Ｒ４年度の実績・Ｒ５年度の取組状況を踏まえて

○課題と今後の対応

・障がいがあっても安心して地域で暮らすことができる社会をつくるため、障がい者条例に基づく各種施策等の取組を、福祉分野以外の施策とも連携し全庁一体となって進めるとともに、道民に対し条例の施策の周知を更に行う。

○評価

評価区分（※）	
B	・障がいがあっても安心して地域で暮らすことができる社会をつくるため、農林水産業との連携、人権、教育など福祉分野以外の施策とも連携し、引き続き障がい者条例に基づく各種施策等の取組を全庁一体となって進めるとともに、条例の理念について道民への理解促進を図る必要がある。

○次期計画に向けての意見や方向性

・各種施策のより一層の連携や情報共有などを図り、今後とも障がい者が暮らしやすい地域づくりに向け、全庁を挙げて積極的に取り組むとともに、各種媒体により道民に対し条例に基づく各種施策の周知を行う。

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■Ｒ５年度の実績踏まえ、第６期計画の成果等

○３年間の取組状況と目標達成状況	
各年、知事を本部長とし、副知事及び各部長等が参加して全庁横断的に実施している「障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部」において、分野毎の障がい者施策の推進状況の報告や取組方針の協議などを行い、障がいがあっても安心して地域で暮らすことができる社会をつくるため、障がい者条例に基づく各種施策等の取組を福祉分野以外の施策とも連携し、全庁一体となって進めた。 また、各種イベント等において、条例に基づく地域づくり委員会のリーフレットを配布、障がい者条例の普及啓発パネルの掲示やホームページへの掲載など、条例の施策の周知を実施した。	
○評価	
評価区分 (※)	・障がいがあっても安心して地域で暮らすことができる社会をつくるため、労働や農政部局との連携、人権、教育、雇用など福祉分野以外の施策とも連携し、引き続き障がい者条例に基づく各種施策等の取組を全庁一体となって進めるとともに、あらゆる機会を捉えて、条例の理念について道民への理解促進を図る必要がある。
B	

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

資料１－②

第６期北海道障がい福祉計画推進管理票

【推進項目】
２　権利擁護の推進

【担当係】
地域支援係

【目的】
北海道障がい者条例や障害者虐待防止法及び障害者差別解消法に則して、虐待や差別の解消に取り組むなど、より一層、権利擁護を推進します。

【推進施策】
①暮らしづらさを解消するための取組
②虐待の防止
③差別等を解消するための取組の推進
④意思決定支援の推進

【取組内容】
１．障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会における相談・申立の受付、協議・あっせん
２．北海道障がい者権利擁護センターにおける虐待相談・通報の受付
３．障がい者虐待防止・権利擁護研修の開催
４．差別解消道民フォーラムの開催
５．北海道成年後見制度利用促進体制整備連絡調整会議の開催

【関連する成果目標】

項目	目標値	実績（進捗率）		
		R3	R4	R5
	目標値の設定なし			

【工程表】

取組番号	R3	R4	R5
1	１４圏域において通年対応	１４圏域において通年対応	１４圏域において通年対応
2	本庁において通年対応 虐待対応状況調査の実施	本庁において通年対応 虐待対応状況調査の実施	本庁において通年対応 虐待対応状況調査の実施
3	・本庁において司法面接研修及び施設従事者向け研修の開催 ・１４圏域において市町村向け研修の開催	・本庁において司法面接研修及び施設従事者向け研修の開催 ・１４圏域において市町村向け研修の開催	・本庁において司法面接研修及び施設従事者向け研修の開催 ・１４圏域において市町村向け研修の開催
4	障害者差別解消法の改正を踏まえたフォーラムの開催	障害者差別解消法の改正を踏まえたフォーラムの開催	障害者差別解消法の改正を踏まえたフォーラムの開催
5	本庁にて適宜開催	本庁にて適宜開催	本庁にて適宜開催

【取組状況】

取組番号	R3	R4	R5
1	委員会：道内１４局で延べ25回開催 相談等通年対応	委員会：道内１４局で延べ27回開催 相談等通年対応	委員会：道内１４局で延べ28回開催 相談等通年対応
2	相談・通報処理件数１０８件 （うち虐待相談４５件）	相談・通報処理件数１０７件 （うち虐待相談５３件）	相談・通報処理件数１１３件 （うち虐待相談３３件）
3	・施設従事者向け研修（オンライン） ・市町村研修（１４圏域） ・行政職員向け司法面接研修（オンライン）	・施設従事者向け研修（オンライン） ・市町村研修（１４圏域） ・行政職員向け司法面接研修（オンライン）	・施設従事者向け研修（オンライン） ・市町村研修（１４圏域） ・行政職員向け司法面接研修（オンライン）
4	道内１カ所で実施 （札幌（オンライン同時配信））	道内３カ所で実施 （札幌、釧路、西胆振（札幌のみ後日オンライン配信実施））	道内３カ所で実施 （札幌、旭川、函館（札幌のみ後日オンライン配信実施））
5	６月に開催	６月に開催	６月に開催

【評価・改善】

■Ｒ３年度の実績・Ｒ４年度の取組状況を踏まえて

○課題と今後の対応
・虐待件数は減少していないことから、事業者への研修の実施など引き続き虐待防止に効果的な施策を推進する。 ・差別解消については、法改正により、民間企業に対しての合理的配慮の提供が義務化されたことから、民間企業への普及啓発を重点とした取組を進めるとともに、引き続き、マスメディア、教育と連携した普及啓発を実施する。

○評価（R4年度施策推進審議会での意見）	
評価区分（※）	虐待防止の取組について引き続き推進するとともに、差別解消法の普及について、法改正を踏まえた普及啓発を進める必要がある。
B	

○令和５年度に向けた改善の方向性（R4年度施策推進審議会での意見）
・差別解消フォーラムにおいて法改正の内容の周知を図るとともに、見た目ではわかりづらい障がいへの理解や障害者虐待防止法等を学ぶ機会を設けるなど、更に効果的な取組みを行う。

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■Ｒ４年度の実績・Ｒ５年度の取組状況を踏まえて

○課題と今後の対応
・虐待件数は減少していないことから、市町村及び事業者への研修の実施など引き続き虐待防止に効果的な施策を推進する。 ・差別解消については、法改正により、民間企業に対しての合理的配慮の提供が義務化されたことから、民間企業への普及啓発を重点とした取組を更に進めるとともに、引き続き、マスメディア、教育と連携した普及啓発を実施する。

○評価	
評価区分（※）	虐待防止の取組について引き続き推進するとともに、差別解消法の普及について、法改正を踏まえた普及啓発を進める必要がある。
B	

○次期計画に向けての意見や方向性
・差別解消フォーラムにおいて法改正の内容の周知を図るとともに、見た目ではわかりづらい障がいへの理解や障害者虐待防止法等を学ぶ機会を設けるなど、更に効果的な取組みを行う。

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■Ｒ５年度の実績踏まえ、第６期計画の成果等

○３年間の取組状況と目標達成状況
・障害者虐待防止について、コロナ禍においてもオンラインの方法を用いるなどして、市町村及び事業者に対する研修を毎年実施し、関係職員の資質向上に努めたほか、普及啓発にも取り組んだ。 ・障害者差別解消法については、令和６年度に改正法が施行されることに伴い、民間企業における合理的配慮の提供が義務化されることから、民間企業に対する周知について重点的に取り組むとともに、国や市町村をはじめマスメディア、教育とも連携した普及啓発を実施した。

○評価（R6年度施策推進審議会に向けて）	
評価区分（※）	・研修の実施など虐待防止に係る取組を引き続き推進するとともに、差別解消法については、民間企業をはじめ幅広く周知が図られるよう、より効果的に普及啓発を進める必要がある。
B	

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

資料１－③

第６期北海道障がい福祉計画推進管理票

【推進項目】	【担当係】
３　地域生活支援体制の充実	地域支援係 社会参加係

【目的】

施設入所者の意向を把握し、受入地域と施設との連携や地域生活移行後のフォローについて関係者との連携を図り、退所可能な方々の地域生活への移行促進を図るほか、道が行う広域的・専門的な相談支援や市町村における相談支援の充実など、さらなる相談体制などの整備を推進します。

また、乳幼児期や学齢期、就労期、老齢期といったライフサイクルを通じた一貫した支援ができるよう関係機関等の連携による取組や在宅で生活する障がいのある人の高齢化や重度化さらには生活を支えていた親が亡くなった後でも、地域での生活が継続できる体制整備を促進します。

【推進施策】

①相談支援体制の確保
②障がい者の地域生活への移行促進
③地域生活支援拠点等の整備
④自立と社会参加の促進
⑤ライフサイクルを通じた関係機関の連携強化

【取組内容】

１．地域づくりコーディネーターを活用した地域の相談支援体制の構築に関する市町村への指導・助言
２．地域づくりコーディネーターを活用した障がい者が住み慣れた地域での生活の実現に向けた総合的・広域的な支援
３．地域生活支援拠点等の整備促進のための圏域会議の開催及び地域づくりコーディネーターによる支援
４．関係団体と連携した障がい者の文化芸術活動への支援並びに視覚に障がいのある人が情報を入手しやすくするための用具の普及促進及び情報の入手や操作が困難な障がいのある人に対する支援
５．地域づくりコーディネーター等を活用した地域の関係機関によるネットワーク構築に関する市町村への助言

【関連する成果目標】

項目	目標値	実績（進捗率）		
		R3	R4	R5
地域生活移行者数	234人	59人	79人	71人
施設入所者の減少見込数	415人	120人	125人	187人
地域生活支援拠点等の整備	21か所以上	35か所	38か所	40か所

【工程表】

取組番号	R3	R4	R5
1	地域づくりコーディネーターと連携した市町村への支援	地域づくりコーディネーターと連携した市町村への支援	地域づくりコーディネーターと連携した市町村への支援
2	地域づくりコーディネーターと連携した障がい者が地域で安心して暮らせる体制づくりへの支援	地域づくりコーディネーターと連携した障がい者が地域で安心して暮らせる体制づくりへの支援	地域づくりコーディネーターと連携した障がい者が地域で安心して暮らせる体制づくりへの支援
3	地域づくりコーディネーターと連携した市町村への支援を実施	地域づくりコーディネーターと連携した市町村への支援を実施	地域づくりコーディネーターと連携した市町村への支援を実施
4	障がい者の文化芸術活動及び読書バリアフリー等の推進を通じて障がい者が自立と社会参加できる体制づくりへの支援を実施	障がい者の文化芸術活動及び読書バリアフリー等の推進を通じて障がい者が自立と社会参加できる体制づくりへの支援を実施	障がい者の文化芸術活動及び読書バリアフリー等の推進を通じて障がい者が自立と社会参加できる体制づくりへの支援を実施
5	地域づくりコーディネーターを活用した広域的支援や振興局の地域づくり委員会を活用した誰もが暮らしやすい地域づくりの推進	地域づくりコーディネーターを活用した広域的支援や振興局の地域づくり委員会を活用した誰もが暮らしやすい地域づくりの推進	地域づくりコーディネーターを活用した広域的支援や振興局の地域づくり委員会を活用した誰もが暮らしやすい地域づくりの推進

【取組状況】

取組番号	R3	R4	R5
1	地域づくりガイドラインや支援方針に基づき、地域づくりコーディネーターと連携した市町村への支援を実施	地域づくりガイドラインや支援方針に基づき、地域づくりコーディネーターと連携した市町村への支援を実施	地域づくりガイドラインや支援方針に基づき、地域づくりコーディネーターと連携した市町村への支援を実施
2	地域づくりコーディネーターと連携した障がい者が地域で安心して暮らせる体制づくりへの支援を実施	地域づくりコーディネーターと連携した障がい者が地域で安心して暮らせる体制づくりへの支援を実施	地域づくりコーディネーターと連携した障がい者が地域で安心して暮らせる体制づくりへの支援を実施

3	地域づくりコーディネーターと連携した市町村への支援を実施	地域づくりコーディネーターと連携した市町村への支援を実施	地域づくりコーディネーターと連携した市町村への支援を実施
4	・市町村地域生活支援事業の活用の働きかけを実施 ・視覚障がい者情報提供施設への補助を実施 ・北海道・北東北ブロック障害者芸術文化活動支援センターと、北海道支援センターの設置に向けた取組の検討を実施	・市町村地域生活支援事業の活用の働きかけを実施 ・視覚障がい者情報提供施設への補助を実施 ・障がい者芸術作品を発表する機会を創出するため公募展を開催。 ・北海道・北東北ブロック障害者芸術文化活動支援センターと、北海道支援センターの設置に向けた取組の検討を実施	・市町村地域生活支援事業の活用の働きかけを実施 ・視覚障がい者情報提供施設への補助を実施 ・北海道・北東北ブロック障害者芸術文化活動支援センターと、北海道支援センターの設置に向けた取組の検討を実施し、令和６年度より北海道支援センターを設置
5	地域づくりコーディネーターを活用した保健・医療機関や福祉関係機関との連携を支援 各振興局での地域づくり委員会の開催（25回）	地域づくりコーディネーターを活用した保健・医療機関や福祉関係機関との連携を支援 各振興局での地域づくり委員会の開催（27回）	地域づくりコーディネーターを活用した保健・医療機関や福祉関係機関との連携を支援 各振興局での地域づくり委員会の開催（28回）

【評価・改善】

■Ｒ３年度の実績・Ｒ４年度の取組状況を踏まえて

○課題と今後の対応
・障がいのある方の地域生活を支える地域生活支援拠点等の整備を、広域相談支援体制整備事業の全道重点方針に位置づけ、振興局と地域づくりコーディネーターが連携し市町村を支援しているが、地域生活支援拠点等が整備されていない圏域や拠点等が全圏域をカバーしていない地域があるため、引き続き効果的な働きかけの方法などを検討し取組を進めるとともに、圏域会議等を活用し整備状況や事例の情報提供を行う。

○評価（R4年度施策推進審議会での意見）	
評価区分（※）	地域生活支援拠点等の数は増加しているが、整備されていない圏域があるため、整備がされていない圏域の市町村に向けた更なる支援に取り組む必要がある。
C	

○令和５年度に向けた改善の方向性（R4年度施策推進審議会での意見）

・引き続き広域相談支援体制整備事業の全道重点方針に位置づけ、市町村を支援するとともに、圏域会議等を活用し、随時、道内の拠点等の整備状況、整備事例、整備に活用できる補助制度等の情報提供を行う。

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■Ｒ４年度の実績・Ｒ５年度の取組状況を踏まえて

○課題と今後の対応

・障がい者の文化芸術活動を支援するための体制を整備する必要がある。

・障がいのある方の地域生活を支える地域生活支援拠点等の整備を、広域相談支援体制整備事業の全道重点方針に位置づけ、振興局と地域づくりコーディネーターが連携し市町村を支援しているため地域生活支援拠点の数は増加しているが、未整備の圏域や拠点等が全圏域をカバーしていない地域について、より効果的な働きかけの方法などを検討し取組を進めるとともに、圏域会議等を活用し整備状況や事例の情報提供を行う。

○評価

評価区分（※）	
C	・障がい者の芸術作品を発表するための公募展を開催しているが、活動にあたっての相談等対応を行うなど文化芸術活動を総合的に支援するための取り組みが必要である。 ・地域生活支援拠点等の数は増加しているが、整備がされていない圏域の市町村に向けた更なる支援に取り組む必要がある。

○次期計画に向けての意見や方向性

・今後、障害者の文化芸術活動の支援を行うための支援センターの設置に向けた取組を推進する。

・引き続き広域相談支援体制整備事業の全道重点方針に位置づけ、市町村を支援するとともに、圏域会議等を活用し、随時、道内の拠点等の整備状況、整備事例、整備に活用できる補助制度等の情報提供を行う。

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■Ｒ５年度の実績踏まえ、第６期計画の成果等

○３年間の取組状況と目標達成状況

・障がいのある方の地域生活を支える地域生活支援拠点等の整備を、広域相談支援体制整備事業の全道重点方針に位置づけ、振興局と地域づくりコーディネーターが連携し市町村を支援してきたことにより、地域生活支援拠点の数は増加し、４０カ所において整備されたが、２１の障がい福祉圏域に各１カ所以上とした整備目標に対し、１８圏域（８１市町村）の整備に留まったため、３カ所の圏域においては未整備となった。

・障がい者の文化芸術活動を支援するための体制を整備するため、北海道障がい者芸術文化活動支援センターの設置に向けた取組を継続して実施してきたが、令和６年度より支援センターを設置するに至り、障がい者の文化芸術活動にあたっての相談等対応を行うなど文化芸術活動を総合的に支援するための体制が整った。

○評価

評価区分（※）	
C	・地域生活支援拠点等の数は増加となったものの、３圏域において整備されていないことから、未整備市町村に対し、拠点の設置が促されるよう引き続き支援に取り組む必要がある。 ・北海道支援センターの設置に向け検討を実施した結果、令和６年度より北海道障がい者芸術文化活動支援センターを設置することができた。 ・次期計画において、北海道障がい者芸術文化活動支援センターにより、障がい者の文化芸術活動にあたっての相談等対応を行うなど、文化芸術活動を総合的に支援していく必要がある。

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている